

に公開しなくてはならないという問いかけを再開発組合役員や関係権利者にしたが、「公開してもらっては困る」という身勝手な態度もみられ、批判されても仕方がない。ことなどへの厳しい指摘を行いました。

また、百条調査権の特徴である「告発行為」については、出頭拒否、宣誓拒否、証言拒否、書類提出拒否に値する人はいないという結論でしたが、「偽証罪」では、林泰史氏(再開発準備組合理事長・アリコペールしんぞビル・アイ吹屋ビル・アルネビルの事業を統括的にまとめた任意組合組織)については、大黒屋本社ビル建設に関係する証言に「偽証がある」として多数で「告発」することが決まりました。

なお、中尾嘉伸市長に対して「再開発組合が資金不足になったのを知った時期は、平成十三年五月末に出された県の是正命令であったという証言が偽証罪に値する」として、議員提案で「緊急動議」が出されましたが、賛成少数で否決となりました。

津山市長・助役・収入役の給与に関する 条例の一部を改正する条例が制定されました

津山市長・助役・収入役の給与に関する条例(昭和二十七年津山市条例第十二号)の一部を次のように改正する。付則に次の一項を加える。

九 前項の規定にかかわらず、平成十七年七月から同年九月までの間に支給する市長に対する給料月額を、同項中「百分の九十五」とあるのは「百分の七十五」と読み替えて適用するものとする。

(追 加) この条例は賛成多数で決まりました。

特別委員会で議決して、議長宛に、「告発申し出書」を提出しましたが、その文章を紹介しておきます。

本委員会は、調査中の再開発事業の資金流用に関する事項に関し、津山市小原二〇〇一六、選挙人林泰史君が虚偽の陳述をしたことにより、地方自治法第百条第九項の規定により告発するものと決定したので申し出ます。

六月議会の日程

- 六日(月) 開会・議案上程
- 十三日(月)～十七日(金) 一般質問と議案質疑
- 委員会付託
- 二十日(月)・二十一日(火) 各常任委員会
- 二十二日(水)・二十三日(木) 各特別委員会
- 二十九日(水) 委員長報告・採決・閉会

他市からの視察

- 四月二十七日 福井県武生市 七名
- 五月十二日 兵庫県川西市 八名
- 五月十八日 京都府綾部市 八名
- 五月二十四日 宮崎県日南市 八名
- 六月三日 熊本県八代市 四名
- 六月二十七日 香川県香南町 十五名